

別紙1 興行場法に定める施設

	区分	検査事項
施設一般	1 衛生害虫の防止	外部に開放された窓、給・排気口に防虫網が、設置されているか。(条5)
	2 照明設備等	照明、採光は十分か。(条5)
	3 換気	機械換気設備等は、正常に稼動しているか。 適正な空気環境が、保たれているか。(条7)
	4 防湿	床は、防湿上適切か。(条5)
	5 施設の区画	観覧室は、喫煙所、便所等とは区画されているか。(条5)
	6 清掃用具の保管	清掃用具の保管設備は、整備されているか。(条5)
	7 便所	便所は、男女別に設けられているか。手洗い設備は整備されているか。(条5)
	8 施設等の清潔	施設及びその周囲は、毎日清掃し、清潔が保たれているか。(条7)
	9 衛生害虫の防除・駆除	ねずみ・昆虫の防除・駆除は、実施されているか。(条7)
	10 ごみ箱の設置	ごみ箱が適当に設置されているか。(条5)
	11 提供用具の清潔	入場者に提供する用具及び保管庫は、清潔で衛生的か。(条5、7)
	12 保守点検等	定期的(計画的)に保守点検を実施し、必要に応じた補修が行われ、衛生上支障がないか。(条7)
	13 許可書の掲示	見やすい場所に許可書を掲示してあるか。(細)
その他	14 届出	届出事項に変更があった場合、各種届出を行っているか。(細)
	15 自主管理	自主管理点検表による管理を実施しているか。(通)
施設環境	照度	上映中、床面で1.5～3ルクス以上
	温度	17～28度 冷房時は外気温との差が7度未満
	湿度	相対湿度30～80%
	気流	毎秒0.5m以下
	炭酸ガス濃度	1,500ppm以下
	浮遊粉じん量	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
	空中落下細菌(生菌)数	観覧室座面 上映(演)直後30個以内 上演(演)中 50個以内

注) (条)：興行場法施行条例(「条5」は、興行場法施行条例第5条を表す。)

(細)：千葉県興行場法施行細則

(通)：昭和63年10月18日付け衛指第215号厚生省指導課長通知「環境衛生関係営業施設における自主管理点検表の制定について」

## 別紙2 公衆浴場法に定める施設

	区分	検査事項
施設一般	1 施設全般の清掃	入浴施設、便所等は、毎日清掃しているか。(条4)
	2 衛生害虫等の防除	入浴施設、便所等は、毎月消毒し、かつ、ねずみ、衛生害虫等について適切な防除措置を講じているか。(条4)
	3 各施設の採光・照明・換気	脱衣室及び浴室は、採光・照明・換気が十分行うことができる構造か。 脱衣室及び浴室は、採光・照明・換気が適切に行われているか。 脱衣室及び浴室は、支障のない温度が保たれているか。(条4)
	4 男女別、相互の見通し	下足場、脱衣室、便所及び浴室は、適当な方法で区画されているか。 脱衣室及び浴室は、外部から見通せないか。 脱衣室及び浴室は、隔壁を設け男女相互に見通せないか。 入浴施設は、附帯施設と明確に区画されているか。(条4)
	5 脱衣室の整備	脱衣室の床は、不浸透性の材料を使用しているか。(条4)
	6 便所の設置	入浴者の利用しやすい場所に、男女別に便所を設けられているか。 また、流水式手洗い設備を設けているか。(条4)
	7 飲料水供給設備	入浴者の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備が設けられているか。(条4)
	8 浴室の整備	浴室の床面は、耐水性の材料を使用しているか。 浴室の床は、適当なこう配を設け、流し湯が停滞していないか。 浴室の周壁は、床面から1メートル以上に耐水性の材料が使用されているか。 流し湯等が、浴槽内に流入しない構造になっているか。 オーバーフロー水並びに回収槽の水及び湯を浴用に供する構造になっていないか。これにより難しい場合、回収槽等の構造及び設備は適当か。(条4)
	9 屋外の浴室の整備	屋外の浴槽の構造は、適当か。 浮遊物質等を、除去し、清潔に保たれているか。(条4)
	10 サウナ室の整備	サウナ室の構造は、適当か。(条4)
	11 湯水供給設備	入浴者の需要を満たす十分な数があるか。(条4) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないか。(条4)
	12 浴槽水等の換水、清掃等	浴槽水は毎日換水し、浴槽を清掃しているか。循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水は、1週間に1回以上換水し、浴槽水を換水するときに得喪を清掃しているか。 オーバーフロー水並びに回収槽の水及び湯を浴用に供していないか。これにより難しい場合、回収槽等を適切に管理しているか。 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用していないか。(条4)
	13 循環ろ過器等の構造設備	気泡発生装置の吸気口は、土ぼこりが入らない構造か。(条4) 循環ろ過器を通じて浴槽に供給される水及び湯に必要な措置が講じられているか。(条4)
	14 循環ろ過器等の管理	循環ろ過器、配管等の衛生管理は適切か。 循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水を適切に消毒しているか。(条4、細8)
	15 腰掛け小おけの数	入浴者の需要を満たす十分な数があるか。(条4)
風営法施設	16 個室の見通し	浴場内の通路から見通せる構造になっているか。(条6) 遮蔽物等で見通しを遮っていないか。(条6)
	17 個室の照明設備	浴室内で消灯できないようになっているか。(条6)
	18 風紀を乱す物	風紀を乱すおそれのある物を、置いていないか。(条6)
	19 風紀を乱す服装	風紀を乱すおそれのある服装をしていないか。(条6)
	20 風紀を乱す行為	風紀を乱すおそれのある行為をしていないか。(条6)
その他	21 貸与物の消毒	タオル、ヘアブラシ等を貸与している場合は、新しいもの又は消毒したものか。(条4)
	22 入浴の拒否	伝染性の疾病にかかっている者を拒否しているか。(法4)
	23 届出	変更・停止・廃止したときは、10日以内に届出ているか。(規4)
	24 入浴者心得の掲示	見やすい場所に入浴者心得が、掲示されているか。(要)
	25 許可書の掲示	見やすい場所に許可書が、掲示されているか。(細)
	26 自主管理	自主管理点検表による管理を実施しているか。(要)

27	水質検査	<p>【浴槽水】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則で定める基準（①濁度、②有機物（全有機炭素(TOC)の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、③大腸菌、④レジオネラ属菌）に適合しているか。（条4、細9）</li> <li>・規定の回数水質検査を実施しているか。（条4、細10）</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>毎日換水している浴槽水</td> <td>毎年1回以上</td> </tr> <tr> <td>毎日換水以外で塩素消毒している浴槽水</td> <td>6箇月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外の浴槽水</td> <td>3箇月に1回以上</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査の記録は3年間保存しているか。（条4）</li> </ul>	毎日換水している浴槽水	毎年1回以上	毎日換水以外で塩素消毒している浴槽水	6箇月に1回以上	上記以外の浴槽水	3箇月に1回以上
		毎日換水している浴槽水	毎年1回以上					
		毎日換水以外で塩素消毒している浴槽水	6箇月に1回以上					
上記以外の浴槽水	3箇月に1回以上							
<p>【原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則で定める基準（①色度、②濁度、③pH値、④有機物（全有機炭素(TOC)の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、⑤大腸菌、⑥レジオネラ属菌）に適合しているか。（条4、細9）</li> <li>・毎年1回以上水質検査を実施しているか。（条4、細10）</li> <li>・水質検査の記録は3年間保存しているか。（条4）</li> </ul>								
28	管理運営要領	管理運営要領を作成し、管理運営に係わる記録を作成・保管しているか。（条4）						
29	レジオネラ対策	「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を参考に管理すること。（レジ） 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を、通常0.4mg/L程度を保ち、かつ、最大1.0mg/Lを超えないよう努めること。（要、レジ） ヘアーキャッチャーは毎日清掃すること。（要）						
科学的検査	照度	浴室、脱衣所、便所 150～300ルクス 受付、下足場 300～700ルクス 廊下 75～150ルクス（要）						
	空気	二酸化炭素濃度 1500ppm以下、一酸化炭素濃度 10ppm以下(要)						
	水質	千葉県公衆浴場法施行細則に基づく						

注) (法)：公衆浴場法、(規)：公衆浴場法施行規則、(条)：千葉県公衆浴場法施行条例、(細)：千葉県公衆浴場法施行細則

(レジ)：循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル、(要)：公衆浴場における衛生等管理要領

別紙3 旅館業法に定める施設

	区分	検査事項																											
施設全般の管理	1 清潔の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清潔に保たれているか。(条8)</li> </ul>																											
	2 採光、照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客室に窓はあるか。(条17～19)</li> <li>・宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度は保たれているか。(条6)</li> </ul> <p>【参考：必要な照度の目安】</p> <table border="1"> <tr> <td>客室、応接室</td> <td>使用時 40 ルクス以上</td> </tr> <tr> <td>食堂、配膳室</td> <td>使用時 50 ルクス以上</td> </tr> <tr> <td>玄関、便所、浴室、洗面所</td> <td>使用時 20 ルクス以上</td> </tr> <tr> <td>廊下、階段</td> <td>常時 20 ルクス以上 ただし、深夜においては 10 ルクス以上</td> </tr> </table>	客室、応接室	使用時 40 ルクス以上	食堂、配膳室	使用時 50 ルクス以上	玄関、便所、浴室、洗面所	使用時 20 ルクス以上	廊下、階段	常時 20 ルクス以上 ただし、深夜においては 10 ルクス以上																			
	客室、応接室	使用時 40 ルクス以上																											
	食堂、配膳室	使用時 50 ルクス以上																											
	玄関、便所、浴室、洗面所	使用時 20 ルクス以上																											
	廊下、階段	常時 20 ルクス以上 ただし、深夜においては 10 ルクス以上																											
3 維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の維持管理計画を作成しているか。(条15)</li> <li>・計画に基づいて維持管理しているか。(条15)</li> <li>・維持管理に係る記録を作成し、3年間保存しているか。(条15)</li> </ul>																												
4 従事者研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、利用者の需要高度化、かつ多様化に対応できるよう、施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めているか。(法3の5)</li> <li>・従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めているか。(法3の5)</li> </ul>																												
5 給水・給湯設備 (貯水槽、貯湯槽、殺菌装置等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水槽、貯湯槽、殺菌装置等は、定期的に清掃や保守点検等を行っているか。</li> </ul> <p>【指導根拠】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特定建築物</th> <th>専用水道</th> <th>簡易専用水道</th> <th>小規模専用水道</th> <th>小規模簡易専用水道</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯水槽</td> <td>建法</td> <td>水法</td> <td>水法</td> <td>小条</td> <td>小条</td> <td>飲要</td> </tr> <tr> <td>貯湯槽</td> <td>建法</td> <td>ㄱ</td> <td>ㄱ</td> <td>ㄱ</td> <td>ㄱ</td> <td>ㄱ</td> </tr> <tr> <td>殺菌装置</td> <td>建法</td> <td>水法</td> <td></td> <td>小条</td> <td></td> <td>条</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;飲料水が水道水等以外の水である場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・殺菌装置等を設置しているか。(条17～19)</li> <li>・遊離残留塩素濃度を適切に管理しているか。(指導)</li> </ul>		特定建築物	専用水道	簡易専用水道	小規模専用水道	小規模簡易専用水道	その他	貯水槽	建法	水法	水法	小条	小条	飲要	貯湯槽	建法	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	殺菌装置	建法	水法		小条		条
	特定建築物	専用水道	簡易専用水道	小規模専用水道	小規模簡易専用水道	その他																							
貯水槽	建法	水法	水法	小条	小条	飲要																							
貯湯槽	建法	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ																							
殺菌装置	建法	水法		小条		条																							
6 飲料水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水(人の飲用に供するために水栓に供給する水)は、人の飲用に適しているか。(条7)</li> </ul> <p>&lt;飲料水が水道水等以外の水である場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則で定める基準(①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物等(全有機炭素(TOC)の量)、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度)に適合しているか。(条7、細11)</li> <li>・毎年1回以上水質検査を実施しているか。(条7、細12)</li> <li>・水質検査の記録は3年間保存しているか。(条7)</li> </ul>																												
受付	7 玄関帳場等の設備	<p>&lt;玄関帳場等を設置する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関帳場等から、宿泊者を容易に確認でき、かつ、宿泊者が通過する場所に設置されているか。(条17、18)</li> <li>・宿泊者と面接できる構造か。(政1、条17、18)</li> </ul> <p>&lt;玄関帳場等を設置しない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備はあるか。(政1、規4の3、細16)</li> <li>・宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し、宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備はあるか。(政1、規4の3、細16)</li> </ul>																											
	8 許可証の掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証を施設の見やすい場所に掲示しているか。(細3)</li> </ul>																											

	9 宿泊者名簿の備付、記載及び保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊者名簿を旅館業の施設又は営業者の事務所に備えているか。(法6、規4の2)</li> <li>・宿泊者名簿には、宿泊者の氏名、住所、連絡先、日本国内に住所を有しない外国人の場合は国籍・旅券番号、室名、年齢、到着年月日、出発(予定)年月日、前宿泊地、行先地が記載されているか。(法6、規4の2、細10)</li> <li>・3年間保存されているか。(規4の2)</li> </ul>
受付	10 宿泊の拒否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊をみだりに拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、法令のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明しているか(法5)</li> <li>・宿泊を拒んだ理由等に関する記録を作成し、3年間保存しているか。(法附則(令和5年6月14日法律第52号)3、要)</li> </ul>
	11 利用基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善良の風俗が害されるような文書、図画等を掲示又は備え付けていないか。善良の風俗が害されるような広告物を掲示していないか。(政3)</li> </ul>
客室	12 面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客室の面積は適当か。 旅館・ホテル 床面積7㎡以上(寝台を置く客室は9㎡以上) 簡易宿所 床面積7㎡以上(延床面積33㎡未満の施設を除く) 延床面積33㎡以上 (宿泊者数10人未満の場合は3.3㎡×宿泊者数以上) 下宿 床面積7㎡以上 (政1、条17～19)</li> </ul>
	13 収容制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館・ホテル、下宿 有効面積 3㎡に1人 簡易宿所 " 1.5㎡に1人を超えて客を収容していないか。(条10)</li> </ul>
	14 換気、防湿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適当な換気設備はあるか。(政1)</li> <li>・換気は十分か。(指導)</li> <li>・換気のために設けられた開口部は常に開放しているか。(条5)</li> <li>&lt;機械換気設備を有する場合&gt;</li> <li>・十分な運転を行っているか。(条5)</li> </ul>
	15 ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;ガス設備を設ける場合&gt;</li> <li>・専用の元栓を有し、ガスが漏出しない構造か。(条17～19)</li> <li>・客の見やすい箇所にガスの使用方法についての注意書を掲示してあるか。(条11)</li> </ul>
	16 階層式寝台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上段と下段の間隔は、1メートル以上か。(政1)</li> </ul>
		17 入浴設備
浴室・脱衣所	18 換気、防湿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気は十分か。(指導)</li> </ul>
	19 共同浴室等の脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;共同浴室又はシャワー室を設ける場合&gt;</li> <li>・入浴者の需要を満たすことができる適当な規模の脱衣室が共同浴室等に接してあるか。(条17～18)</li> </ul>
	20 湯水供給設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗い場には、入浴者の需要を満たすことができる十分な数の給水栓及び給湯栓があるか。(条17～19)</li> <li>・打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないか。(条17～19)</li> </ul>
	21 浴槽の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽の外にあふれ出た水及び湯、洗い場で使用された水及び湯が浴槽内に流入しない構造か(浴槽の上縁が洗い場の床面よりおおむね5cm以上の立ち上がりがあるか)。(条17～19)</li> <li>・オーバーフロー水並びに回収槽の水及び湯を浴用に供する構造になっていないか。これにより難い場合は、条例に定める要件を満たしているか。(条17～19)</li> <li>&lt;気泡発生装置等を設置する場合&gt;</li> <li>・空気取入口から土ぼこりが入らない構造か。(条17～19)</li> </ul>

	22 循環ろ過器等の構造設備	<p>&lt;浴槽に循環ろ過器を設置する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間当たりの処理能力は、循環ろ過器を設置する浴槽の容量以上か。(条17～19)</li> <li>・毛髪等の流入を防止する設備（ヘアキャッチャー）は設けられているか。(条17～19)</li> <li>・逆洗及びろ材の交換が容易にできるか。(条17～19)</li> <li>・浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の部分に設けられているか。(条17～19)</li> <li>・循環ろ過器を通じて浴槽に供給される水及び湯が誤って飲まれないよう必要な措置（飲用不可の表示等）が講じられているか。(条17～19)</li> </ul>					
浴室・脱衣所	23 循環ろ過器等の管理	<p>&lt;浴槽に循環ろ過器を設置する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1週間に1回以上十分に逆洗すること。(条12)</li> <li>・逆洗を行ってもろ材の汚れを排出することができなくなったときは、ろ材を交換すること。(条12)</li> <li>・循環ろ過器及び循環ろ過器と浴槽との間の配管に付着した生物膜は、1週間に1回以上適切な方法により除去すること。(条12)</li> <li>・浴槽水は塩素系薬剤を用いて消毒すること。他の消毒方法による場合は、細則で定める要件を満たしていること。(条12、細13)</li> </ul>					
	24 浴槽水等の換水、清掃等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽水は毎日換水し、浴槽を清掃しているか。ただし、循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水は、1週間に1回以上換水し、浴槽を清掃しているか。(条12)</li> <li>・気泡発生装置等が設置されている浴槽水は、毎日換水しているか。(条17～19)</li> <li>・オーバーフロー水並びに回収槽の水及び湯を浴用に供していないか。これにより難しい場合、条例に定める要件を満たしているか。(条12)</li> <li>・打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用していないか。(条12)</li> </ul>					
	25 レジオネラ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を参考に管理すること。(レジ)</li> <li>・浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を、通常0.4mg/L程度を保ち、かつ、最大1.0mg/Lを超えないよう努めること。(要、レジ)</li> <li>・ヘアキャッチャーは毎日清掃すること。(要)</li> </ul>					
	26 浴槽水等の水質検査	<p>【浴槽水】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則で定める基準（①濁度、②有機物（全有機炭素(TOC)の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、③大腸菌、④レジオネラ属菌）に適合しているか。(条12、細14)</li> <li>・規定の回数水質検査を実施しているか。(条12、細15)</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>毎日換水している浴槽水</td> <td>毎年1回以上</td> </tr> <tr> <td>毎日換水以外で塩素消毒している浴槽水</td> <td>6箇月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外の浴槽水</td> <td>3箇月に1回以上</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査の記録は3年間保存しているか。(条12)</li> </ul> <p>【原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則で定める基準（①色度、②濁度、③pH値、④有機物（全有機炭素(TOC)の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、⑤大腸菌、⑥レジオネラ属菌）に適合しているか。(条12、細14)</li> <li>・毎年1回以上水質検査を実施しているか。(条12、細15)</li> <li>・水質検査の記録は3年間保存しているか。(条12)</li> </ul>	毎日換水している浴槽水	毎年1回以上	毎日換水以外で塩素消毒している浴槽水	6箇月に1回以上	上記以外の浴槽水
毎日換水している浴槽水	毎年1回以上						
毎日換水以外で塩素消毒している浴槽水	6箇月に1回以上						
上記以外の浴槽水	3箇月に1回以上						
洗面所	27 洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備があるか。(政1)</li> <li>・水及び湯は、十分に供給されているか。(条13)</li> </ul>					
便所	28 便所の設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客の利用しやすい位置に適当な数の便所があるか。(政1、条17～19)</li> <li>・適当な換気設備が設置されているか。(条17～19)</li> <li>・客室以外の場所に設けられた便所には、流水式手洗い設備が設置されているか。(条17～19)</li> </ul>					
	29 清掃、消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日清掃しているか。(条14)</li> <li>・適宜消毒し、常に清潔で衛生的に保っているか。(条14)</li> </ul>					

	30 手洗い設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石けん等を設置しているか。(条 14)</li> <li>・共同タオル等を設置していないか。(条 14)</li> </ul>
寝具類	31 清潔保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・布団カバー、敷布、枕カバー、寝衣等は客 1 人ごとに交換しているか。また、同一の客が使用する場合は、3 日に 1 回以上交換しているか。(条 9)</li> <li>・布団カバー、敷布、枕カバー、寝衣等は適切に洗濯、管理等を行っているか。(条 9)</li> </ul>
	32 保管設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具、タオル等を清潔に保管できる設備はあるか。(条 17、18)</li> </ul>
	33 数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊者の需要を満たすことができる十分な数量あるか。(条 17、18)</li> </ul>
届出	34 届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更・停止・廃止したときは、10 日以内に届け出ているか。(規 4)</li> </ul>

(法)：旅館業法、(政)：旅館業法施行令、(規)：旅館業法施行規則、(条)：千葉県旅館業法施行条例、

(細)：千葉県旅館業法施行細則、(要)：旅館業における衛生等管理要領、

(レゾ)：循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル、

(建法)：建築物における衛生的環境の確保に関する法律・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則、

(水法)：水道法・水道法施行規則、(小条)：千葉県小規模水道条例・千葉県小規模水道条例施行規則、

(飲要)：飲用井戸等衛生対策要領

別紙4 理容師法に定める施設

	区分	検査事項
施設全般	1 施設の清潔	常に清潔に保たれているか。(法12)
	2 床等の材質	床及び腰板は不浸透性材料か。(規26)
	3 施設の採光・照明	採光、照明は十分か。(法12)
	4 施設の換気	換気は十分か。(法12)
	5 他施設との区画	障壁等により外部及び他の施設と区画されているか。(条3)
	6 作業所と待合所の区画	区画されているか。(条3)
	7 作業所の面積	椅子の数と面積とは、適当か。(条3)
	8 汚物箱等の備付け	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備付けられているか。(規26)
	9 洗場の清潔	洗場は流水装置か。(規26)
	10 洗髪設備の清潔	洗髪のための設備は流水式か。(条3)
	11 洗顔設備の清潔	洗顔のための設備は流水式か。(条3)
	12 消毒設備の設置	消毒設備は設けられているか。(法12)
	13 保管設備の設置	皮膚に接する布片及び器具を清潔に保管するための設備を設けること。(条3)
衛生措置	14 作業衣の着用等	作業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際はマスクを使用しているか。(条2)
	15 布片の清潔	皮膚に接する布片は、清潔か。客1人ごとに取り換えているか。(法9)
	16 被布の清潔	刈布、その他客用の被布は、清潔なものを使用しているか。(条2)
	17 器具の消毒	皮膚に接する器具は、清潔か。客1人ごとに消毒しているか。(法9)
	18 毛そり液の取り替え	毛そりに用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えているか。(条2)
その他	19 手指の消毒	手指は、清潔に保ち、客1人ごとの作業着手前に消毒しているか。(条2)
	20 無免許従事	無免許者が従事してないか。(法6)
	21 管理理容師の設置	理容師が常時2人以上従事している場合は、管理理容師が設置されているか。(法11の4)
	22 従事者の健康管理	開設者は、従事者の健康診断を実施し、健康管理しているか。(要)
	23 出張業務	出張業務を行う場合、適切に行っているか。(法6の2)
	24 届出	届出事項に変更があった場合、各種届出されているか。(法11)
	25 確認書の掲示	見やすい場所に掲示してあるか。(細)
施設環境	26 外傷に対する救急措置	救急処置に必要な薬品等が常備されているか。(要)
	27 自主管理	自主管理点検表による管理を実施しているか。(通)
	採光・照明	100ルクス以上(規27)
	炭酸ガス濃度	5cm <sup>3</sup> /L以下(規27)
	浮遊粉じん量	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下(要)
	温度、湿度	17～28℃ 40～70%(要)

注) (法)：理容師法

(規)：理容師法施行規則

(条)：理容師法施行条例

(細)：千葉県理容師法施行細則

(要)：理容所及び美容所における衛生管理要領

## 別紙5 美容師法に定める施設

	区分	検査事項
施設全般	1 施設の清潔	常に清潔に保たれているか。(法13)
	2 床等の材質	床及び腰板は不浸透性材料か。(規26)
	3 施設の採光・照明	採光、照明は十分か。(法13)
	4 施設の換気	換気は十分か。(法13)
	5 他施設との区画	障壁等により外部及び他の施設と区画されているか。(条3)
	6 作業所と待合所の区画	区画されているか。(条3)
	7 作業所の面積	椅子の数と面積とは、適当か。(条3)
	8 汚物箱等の備付け	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備付けられているか。(規26)
	9 洗場の清潔	洗場は流水装置か。(規26)
	10 洗髪設備の清潔	洗髪のための設備は流水式か。(条3)
	11 洗顔設備の清潔	洗顔のための設備は流水式か。(条3)
	12 消毒設備の設置	消毒設備は設けられているか。(法13)
	13 保管設備の設置	皮膚に接する布片及び器具を清潔に保管するための設備を設けること。(条3)
衛生措置	14 作業衣の着用等	作業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際はマスクを使用しているか。(条2)
	15 布片の清潔	皮膚に接する布片は、清潔か。客1人ごとに取り換えているか。(法8)
	16 被布の清潔	刈布、その他客用の被布は、清潔なものを使用しているか。(条2)
	17 器具の消毒	皮膚に接する器具は、清潔か。客1人ごとに消毒しているか。(法8)
その他	18 手指の消毒	手指は、清潔に保ち、客1人ごとの作業着手前に消毒しているか。(条2)
	19 無免許従事	無免許者が従事していないか。(法6)
	20 管理美容師の設置	美容師が常時2人以上従事している場合は、管理美容師が設置されているか。(法12の3)
	21 従事者の健康管理	開設者は、従事者の健康診断を実施し、健康管理しているか。(要)
	22 出張業務	出張業務を行う場合、適切に行っているか。(法7)
	23 届出	届出事項に変更があった場合、各種届出されているか。(法11)
	24 確認書の掲示	見やすい場所に掲示してあるか。(細)
施設環境	25 外傷に対する救急措置	救急処置に必要な薬品等が常備されているか。(要)
	26 自主管理	自主管理点検表による管理を実施しているか。(通)
	採光・照明	100ルクス以上(規27)
	炭酸ガス濃度	5cm <sup>3</sup> /L以下(規27)
	浮遊粉じん量	0.15mg/m <sup>3</sup> 以(要)
	温度、湿度	17～28℃ 40～70%(要)

注) (法)：美容師法

(規)：美容師法施行規則

(条)：美容師法施行条例

(細)：千葉県美容師法施行細則

(要)：理容所及び美容所における衛生管理要領

別紙6 クリーニング業法に定める施設

	区分	検査事項	
施設一般	1 他施設との区画（取）	他の施設と壁等で区画が、明瞭か。（条2）	
	2 施設の広さ（取）	洗い場と仕上げ場とが区画されており、適当な広さがあるか。（条2）	
	3 床の材質（取）	仕上げ及び取次所の床は、不浸透性材料か。（条2）	
	4 施設の清掃（取）	施設及び器具を清潔にしているか。（法3）	
	5 換気、防湿設備（取）	換気、防湿は十分か。（条2）	
	6 採光、照明設備（取）	採光、照明は十分か。（条2）	
	7 薬品・洗剤の格納容器の整備	格納容器を備えているか。また、整理して保管されているか。（条2）	
	8 ねずみ・昆虫等の防除（取）	消毒及びねずみ・昆虫の駆除を行っているか。（条2）	
	9 洗濯済・未洗濯物の取扱い（取）	区別し運搬、整理保管しているか。（法3）	
	10 汚染物の取扱い、及び消毒 〔取〕：汚染物の取扱いのみ〕	消毒を要する物と一般の洗濯物と区分し、消毒を要するものは、洗濯前に消毒しているか。 用途に応じて区分しているか。（法3）	
テトラクロロエチレン使用の施設	11 溶剤の貯蔵場所	地下浸透、周囲へ流出しない構造か。直射日光、雨水が防止できる構造か。（条2） 引火性溶剤の保管容器をゴムマット等不導体の上に設置していないか。	
	12 溶剤の容器	密閉でき、耐溶剤性か。（条2）	
	13 排水の処理	処理装置が設置され、適正に処理されているか。（条2）	
	14 廃棄物の保管及び処理	密閉でき、耐溶剤性の容器に、保管されているか。また、適正に処理されているか。（条2）	
	15 溶剤蒸気回収装置	テトラクロロエチレンを使用し処理能力の合計が30kg以上の場合、溶剤蒸気の回収装置が設置され、適正に稼働しているか。（条2） 引火性溶剤を使用するドライ機の回収容器は、溶剤が蒸散しにくい容器か。	
	16 引火性溶剤対策	アースの設置、帯電防止、消火設備の設置等の対策がとられているか。	
	17 溶剤の使用管理に係る保守点検表	自主管理が、適切に実施されているか。	
その他	18 従事者の健康診断（取）	該当者全員が、受けているか。（法9）	
	19 クリーニング師の設置	クリーニング師が、常時いるか。（法4）	
	20 確認書の掲示（取）	検査確認書を見やすい場所に掲示してあるか。（細）	
	21 届出（取）	届出事項に変更があった際は、各種届出を行っているか。（法5）	
	22 研修、講習の受講	3年を超えない期間ごとに受講しているか。（法8）	
	23 苦情の申出先	利用者に対し、苦情の申出先を明示しているか。（法3の2）	
	24 自主管理（取）	自主管理検査表による管理を実施しているか。（通）	
	排水濃度	第2水分離器出口	トリクロロエチレン（パーク） 200mg/L以下 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 200mg/L以下（通知）
		処理水	トリクロロエチレン（パーク） 0.1mg/L以下 1, 1, 1-トリクロロエタン 3mg/L以下（通知）
排水濃度		トリクロロエチレン（パーク） 0.3mg/L以下 1, 1, 1-トリクロロエタン 0.1mg/L以下（通知）	

注) (法)：クリーニング業法

(条)：千葉県クリーニング所の衛生措置に関する条例

(細)：クリーニング業法施行細則

(要)：クリーニング所における衛生管理要領

(通知)：平成元年7月10日付け衛指第114号厚生省生活衛生局長通知「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の使用管理について」

(取)：洗濯物の受取及び引渡のみの施設